

令和4年度社会教育関係団体に対する補助金の交付について

1 はじめに

地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、教育委員会が社会教育委員の会議の意見を聴いて行わなければならない、とされています（社会教育法第13条）。

したがって、令和4年度に交付を予定している補助金について、社会教育委員会会議にて、委員のみなさまの意見を伺わせていただくものです。

2 補助金の定義

特定の事業、研究等を育成、助長するため、市が公益上必要があると認めた場合に対価なくして支出するもの、と定義されています（補助金執行手続ガイドライン）。

3 （参考）市が定める補助金の交付基準（補助金執行手続ガイドライン）

- ・ 公益性 広く市民生活の向上に寄与しているか
市の施策として事業を推進する必要があるか
- ・ 公平性 特定の団体等に対する特権的な利益供与になっていないか
同様の事業を実施する団体と比べ補助金額が公平か
- ・ 有効性 補助の目的は明確か
補助の目的を達成するための事業内容か
補助の効果はあるか
社会状況等の変化により補助の必要性が低下していないか
- ・ 適格性 補助対象団体の会計処理や用途は適切か
補助金額は補助対象団体の繰越金や剰余金と比べ適切か

4 補助金交付予定について

(1) 子ども大学ふじみ開催補助金

交付先	子ども大学ふじみ実行委員会	
交付予定金額	920,000円 ※令和4年度は市制50周年記念事業開催のため例年より580,000円増額。例年は340,000円交付。	
補助対象事業	富士見市子ども大学ふじみの開催及び運営に関する事業	
補助対象経費	報償費	講師謝礼、事業協力者謝礼、出演料
	旅費	交通費

	消耗品費	事務用品代、紙代
	食糧費	お茶代
	印刷製本費	チラシ、ポスター、冊子等の印刷・製本費
	役務費	郵便料金、保険料
	使用料・賃借料	会場使用料、駐車場使用料、コピー代
	その他これに類する経費	補助対象事業の実施上必要な経費で、社会通念上適切であると認められるもの

(2) 人権教育推進事業補助金

交付先	富士見市人権教育推進協議会	
交付予定金額	300,000 円	
補助対象事業	(1) 人権教育の普及及び啓発に関する事業 (2) 協議会委員の資質向上に関する事業 (3) その他目的を達成するために必要な事業	
補助対象経費	報償費	講師謝礼、事業協力者謝礼、出演料
	旅費	交通費
	消耗品費	事務用品代、紙代
	食糧費	お茶代
	印刷製本費	チラシ、ポスター、冊子等の印刷・製本費用
	役務費	郵便料金、保険料、手数料
	使用料及び賃借料	会場使用料、バス借上料
	その他これに類する経費	補助対象事業の実施上必要な経費で、社会通念上適切であると認められるもの

(3) 地域連携学習支援事業補助金

交付先	富士見市PTA連合会	
交付予定金額	140,000 円	
補助対象事業	(1) 学校、家庭及び地域の連携及び協力を促進する事業 (2) 保護者同士の交流及び子育て、親育ち等の家庭教育の学習支援に関する事業	

	(3) その他目的を達成するために必要な事業	
補助対象経費	報償費	講師謝礼、事業協力者謝礼、出演料
	旅費	交通費
	消耗品費	事務用品代、紙代
	食糧費	お茶代、1日単位又は午前から午後 にわたり開催しなければならない事業に 従事するボランティアや講師の弁当代
	印刷製本費	チラシ、ポスター、冊子等の印刷・製本 費
	役務費	郵便料金
	使用料・賃借料	会場使用料、車両借上料、有料道路使用 料、駐車場使用料、コピー代
	その他これらに 類する経費	補助対象事業の実施上必要な経費で、 社会通念上適切であると認められるも の

(4) 市民人材バンク推進事業補助金

交付先	富士見市市民人材バンク推進員の会	
交付予定金額	80,000円	
補助対象事業	(1) 富士見市市民人材バンクの活用を促進するための普 及事業 (2) 登録者相互の交流を通じた資質向上を図るための事 業 (3) その他目的を達成するために必要な事業	
補助対象経費	報償費	講師謝礼、事業協力者謝礼、出演料
	旅費	交通費
	消耗品費	事務用品代、紙代
	食糧費	お茶代、1日単位又は午前から午後 にわたり開催しなければならない事業 に従事するボランティアや講師の弁 当代
	印刷製本費	チラシ、ポスター、冊子等の印刷・製 本費
	役務費	郵便料金
	使用料・賃借料	会場使用料、駐車場使用料、コピー代

	その他これに類する経費	補助対象事業の実施上必要な経費で、社会通念上適切であると認められるもの
--	-------------	-------------------------------------

(5) 子ども会育成会活動費補助金

交付先	勝瀬子ども会育成会 他 37 団体	
交付予定金額	1,092,000 円 ※各団体子ども会員数×300 円×38 団体	
補助対象事業	(1) 子どものスポーツ活動又はレクリエーション活動に関する事業 (2) 子どもの創作活動に関する事業 (3) 子ども会活動の指導者を育成するための研修会に関する事業 (4) 広報活動及び各子ども会育成会の情報交換に関する事業 (5) 青少年関係機関その他の団体と連携して行う事業	
補助対象経費	報償費	講師謝礼、出演料等
	旅費	交通費
	消耗品費	事務用品代、紙代
	食糧費	お茶代、事業に用いる菓子代
	印刷製本費	チラシ、ポスター、冊子等の印刷・製本費用
	賄材料費	調理を伴う事業の食材費
	役務費	郵便代金、切手代、保険料、手数料
	使用料	施設使用料、車両借上料、コピー代
	原材料費	木材費等
	その他これに類する経費	補助対象事業の実施上必要な経費で、社会通念上適切であると認められるもの

(6) 青少年相談員協議会活動費補助金

交付先	富士見市青少年相談員協議会	
交付予定金額	100,000 円	
補助対象事業	(1) 青少年を対象とした体験、交流、学習又は相談に関する事業 (2) 青少年相談員の情報交換及び資質向上に関する事業	

	(3) 青少年健全育成のための啓発及び広報に関する事業 (4) その他目的を達成するために必要な事業	
補助対象経費	旅費	交通費
	消耗品費	事務用品代、紙代
	食糧費	お茶代、事業に用いる菓子代(参加者が負担すべき費用を除く。)
	賄材料費	調理を伴う事業の食材費(参加者が負担すべき費用を除く。)
	役務費	郵便料金、保険料、手数料
	使用料	施設使用料、車両借上料、コピー代
	原材料費	木材費等
	その他これに類する経費	補助対象事業の実施上必要な経費で、社会通念上適切であると認められるもの

(7) 青少年育成市民会議活動費補助金

交付先	富士見市青少年育成市民会議	
交付予定金額	900,000 円	
補助対象事業	(1) 非行防止及び環境浄化に関する事業 (2) 青少年又は保護者を対象とした体験、交流又は学習に関する事業 (3) 青少年健全育成のための啓発及び広報に関する事業 (4) いじめ防止対策に関する事業 (5) その他目的を達成するために必要な事業	
補助対象経費	報償費	講師謝礼、出演料等
	旅費	交通費
	消耗品費	事務用品代、紙代
	食糧費	お茶代
	印刷製本費	チラシ、ポスター、冊子等の印刷代
	賄材料費	調理を伴う事業の食材費(参加者が負担すべき費用を除く。)
	役務費	郵便料金、保険料、手数料
	使用料	施設使用料、車両借上料、コピー代
	その他これらに類する経費	補助対象事業の実施上必要な経費で、社会通念上適切であると認められるもの

(8) 青少年育成推進員の会活動費補助金

交付先	富士見市青少年育成推進員の会	
交付予定金額	120,000 円	
補助対象事業	(1) 家庭を健全にするための活動に関する事業 (2) 青少年育成県民運動の推進に関する事業 (3) 非行防止の啓発及び環境浄化に関する事業 (4) 青少年育成推進員の連携強化及び資質向上に関する事業 (5) その他目的を達成するために必要な事業	
補助対象経費	旅費	交通費
	消耗品費	事務用品代、紙代
	食糧費	お茶代
	印刷製本費	チラシ、ポスター、冊子等の印刷代
	役務費	郵便料金、手数料
	使用料	施設使用料、コピー代
	その他これらに類する経費	補助対象事業の実施上必要な経費で、社会通念上適切であると認められるもの